

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和8年4月27日

京都地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手續の表示

手續番号 令和7年第64号

対象土地 京都市東山区三条通北裏白川筋東入二丁目
定法寺町360番4

京都市東山区三条通北裏白川筋東入二丁目
定法寺町360番1